

おしえて！
シリーズ
介護保険
vol. 8



介護保険給付制限について

今回は、「介護保険給付制限」についてお知らせします。

介護保険は、半分が公費、残りの半分が第1号被保険者 23% (65歳以上の人) と第2号被保険者 27% (40歳～64歳の人) から納めていただく介護保険料で運営されています。

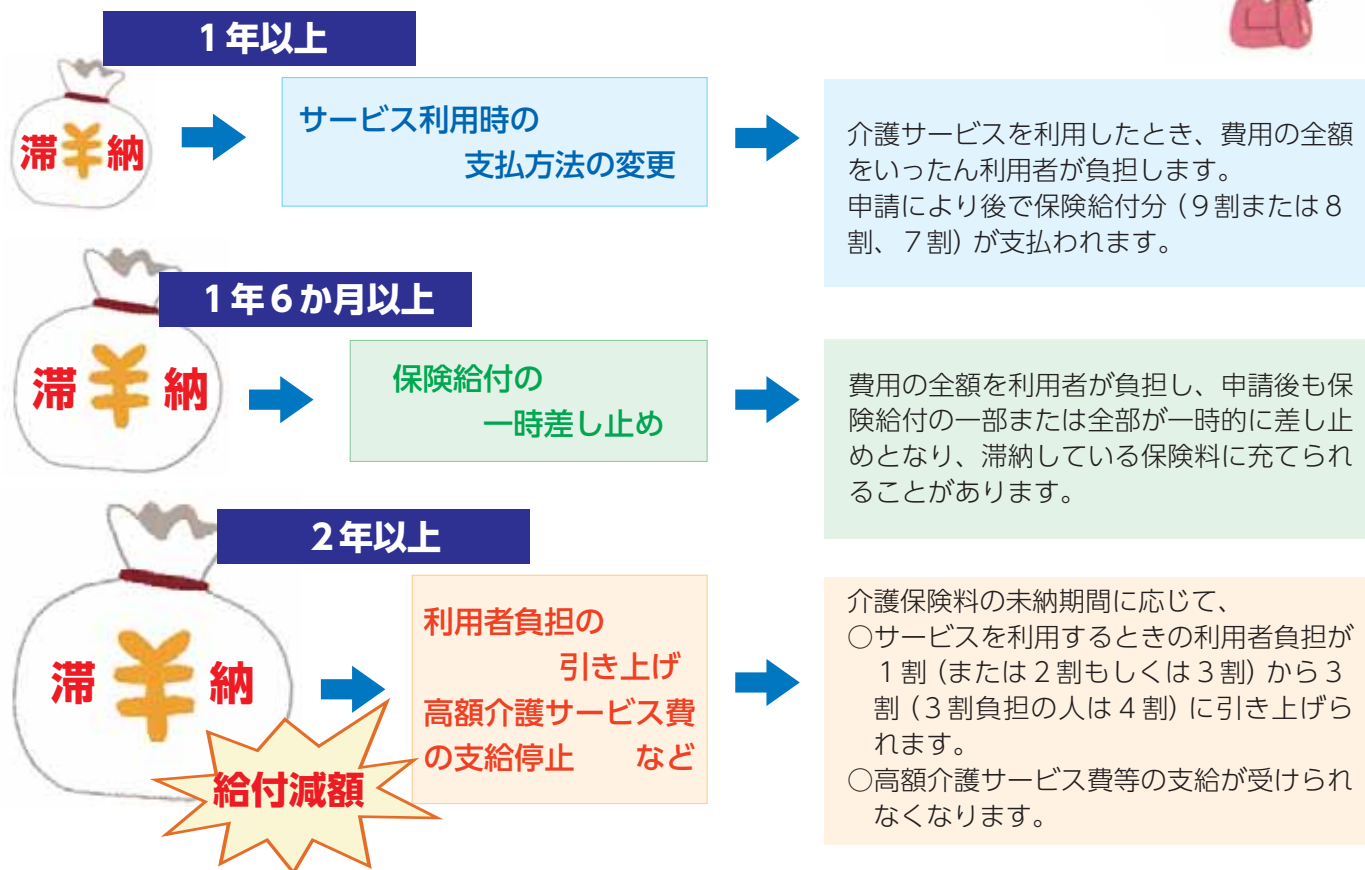
65歳からはご自身で保険料を納めていただくこととなっていますが、その保険料を納めないと、その期間に応じてさまざまな制限を受けることがあります。介護保険サービスを使うことはない…、自分はまだ若いから…なんて思っていると、突然の病気や身体の不調などにより、いつ介護サービスを使うことになるか分かりません!! サービスを使うことになったときに初めて、過去の保険料の未納が影響してくることになります。

未来の話とは思わず、ここで一度立ち止まって、保険料のこと…考えてみませんか？

保険料



介護保険料の未納が続くとどうなるの？



✦介護保険料における時効✦

介護保険料は、原則、納期限の翌日から2年が納付できる期間となっています。

2年を過ぎると納めることができません。

1年以上の未納期間があったり、納付できる期間を過ぎてしまうと、その期間等に応じて上記のような措置をとられる場合がありますので、介護保険料の確実な納付をお願いします！

固福祉課 介護保険係 ☎ 286 - 3114